関西生コン弾圧事件ニュース　NO.31　2020年５月12日

＜本号３ページ＞

静岡の会が京都地裁に申し入れ

「２人をただちに保釈せよ」

５月 11 日、「静岡の会」（関西生コン労組への弾圧を許さない静岡の会）が、京都地裁宛に書面で申し入れをおこなった。笹沼弘志（静岡大学教授）ら共同代表 10 人が連名で、①武委員長と湯川副委員長の勾留を取り消して速やかに保釈すること、②２人の健康状態を把握し、その健康保持と生命の危険から身を守るための措置を講じることの２点を申し入れたもの。

「静岡の会」は昨年 12 月、県内の文化人、労働団体、市民団体によって結成されたもので、学習会の開催、ニュース発行など活発に活動している。（申入書は２～３ページ参照）

＊＊

【徳島不当労働行為事件】

大阪府労委が裁判所に通知

会社の確定命令不履行で（4/28）

「関西生コン事件」は、大量逮捕・起訴・長期勾留などの権力弾圧事件とセットで、組合員の就労拒絶や団体交渉拒否など業界ぐるみで仕掛けられた多数の不当労働行為事件がおきていることが特徴だ。

昨年 11 月以降、その不当労働行為事件で組合勝利命令があいつぎ出されているのは既報のとおりだが、いずれの企業も、組合員を他労組と同等に就労させよ、バックペイ相当額を支払え、団交に応じよとする命令に従っていない。不当労働行為を主導した大阪広域生コン協組がバックについているからだ。

そのひとつ、19 年 11 月に勝利命令の先陣を切った徳島事件で、大阪府労委が 4 月 28 日付で、「確定した労働委員会命令が使用者により履行されていない」と大阪地方裁判所堺支部に通知していたことがわかった。

徳島事件は、初審命令後に会社が中央労働委員会に再審査を申し立てたが、同年 12 月に再審査申立を取り下げて命令が確定している。しかし、会社が依然として命令を履行しないことから、大阪府労委が労働組合法 27 条の 13 第２項にもとづき裁判所に通知したもの。裁判所は通知を受けて調査したうえで過料の支払いを命じることになる。（過料は 50 万円以下で、作為命令の不履行の場合は、不履行の日数が 5 日を超す場合は超過日数１日につき 10 万円を加算。）

＜注＞労働組合法32条･･･使用者が第27条の20の規定による裁判所の命令に違反したときは、50万円（当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の日の翌日から起算して不履行の日数が5日を超える場合にはその超える日数１日につき10万円の割合で算定した金額を加えた金額）以下の過料に処する。第27条の13第１項の規定により確定した救済命令等に違反した場合も同様とする。

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合）　お問い合わせ０３－５８２０－０８６８

●「静岡の会」の申入書

2020 年 5 月 11 日

京都地方裁判所　所長　殿
京都地方裁判所　刑事部　部長　殿
京都地方裁判所　刑事部総務　勾留係　殿

静岡市駿河区南町１１－２２　静岡労働会館内
関西生コン労組への弾圧を許さない静岡の会
共同代表
笹沼弘志（静岡大学教授）　塩沢忠和（弁護士）
大橋昭夫（弁護士）　増本雅敏（弁護士）
阿部浩基（弁護士）　小長谷保（弁護士）
萩原繁之（弁護士）
坂本直己（全日建連帯労組静岡支部委員長）
渡邉敏明（静岡県平和・国民運動センター会長）
鈴木英夫（静岡県労働組合共闘会議代表幹事）

申　し　入　れ　書

私たちの組織は、2019 年 12 月 14 日、全日建連帯関西生コン支部にかけられた刑事弾圧に抗議し、この闘いを支援する目的で結成された文化人、平和団体、労働団体、市民によって構成される団体です。

貴裁判所において、現在刑事事件（令和元年（わ）８１４、９４０、１１０５号）の被告人として勾留中の武建一さん、湯川裕司さん両氏について、その勾留の即時取り消し、即時保釈を申し入れます。

そもそもこの両氏に対する刑事事件は、正当な労働組合の活動と言う憲法２８条によって保障される基本的人権を、違法不当に弾圧しようとするものです。両氏は、組合活動を中心的に担ってきた人物であり、両氏を刑事事件の被告人とすることは、両氏が労働者の当然の権利として守ろうとした、団結権、団体交渉権など、正当な労働組合活動、基本的人権そのものを否定するものです。このことからすれば、両氏に対する、逮捕、勾留、起訴、勾留の延長は、本来的に、理由と必要性に欠け、認められるものではありません。

また、昨今の新型コロナの流行は、拘置施設においても例外ではなく、実際武さんが勾留されている大阪拘置所では、刑務官８名が感染し、自宅待機者が１３２名となっています。
武さんの勾留はすでに 2 年の長期に及ぼうとしており、そのため心身の不調を来たし、免疫力が低下するなどしており、その年齢とも相まって、罹患の危険性が大であり、このことは、生命の危機に直結します。湯川さんもその状況は、同じです。

そしてご承知の通り、大阪地裁と大津地裁では、保釈を認めているところ、貴裁判所のみ保釈を認めずにいます。

貴裁判所における起訴事案を含めた、大阪地裁、大津地裁の一連の案件については、労働法学会の有志からは、憲法が保障する基本的人権、労働組合活動の自由が蹂躙されていることへの抗議が表明され、雑誌「世界」では毎回この問題が取り上げられてその違法性、不当性が指摘され、また全国の労働組合、市民団体、弁護士からも異議の声が大きく表明されています。

これらのことからして、武さんと湯川さんに対する、貴裁判所による勾留の継続には、正当な理由がなく、また必要性にも欠けていることが、明白です。

私たちは、

１、　貴裁判所は、武建一さんと湯川裕司さんに対する勾留を取り消し、すみやかに保釈を決定すること

２、　貴裁判所は、責任を持って身柄拘束中の両氏の健康状態を把握し、その健康の保持と生命の危険から身を守るための措置をすみやかに構ずること

を求めます。

以上